



玉真之介 著

『新潟県木崎村小作争議
：百年目の真実』

木崎村小作争議は、1920年代の日本で大きな社会問題となった小作争議のなかでも最も有名なものであるが、具体的な内容はよく知られていない。本書は、木崎村小作争議百周年にあたり、その内実を振り返るとともに、新たな考察を行ったものである。

著者の玉真之介氏は、かつて盛んに論じられた農民層分解論や農地問題に関して「通説」に疑問を投げかけ、新しい視点を提示してきた。私もかつて明治期以降の農政思想を概説する論考を書いたことがあるが、その際、玉氏の小農論や農会に関する著作から多くを学んだ。

私は1956年の生まれであり（玉氏とほぼ同世代）、私の生まれ育った村（群馬県の都市近郊農村）でも戦前は地主と小作が存在したものの、既に農地改革が終了し小作農は消滅していた。その年の経済白書で「もはや戦後ではない」と書かれ、その後の日本農業は高度経済成長の荒波に翻弄され、農業機械化と農家の兼業化が進行するなかで農村の貧困は解消されていった。今年は終戦後78年目に当たり、かつて日本農業の最大課題であった小作問題を実体験に基づいて理解している人は少なくなっている。

日本農業の経済学的研究はマルクス経済学の強い影響を受けて展開し、その中で農村・農民の貧困の大きな要因であった高率小作料や地主－小作関係が重大問題として

取り上げられた。山田盛太郎『日本資本主義分析』（1934）は、当時の日本農業を「半封建的土地所有」「半農奴制的生産関係」と指摘し、その後、この「講座派」の見解を巡って激しい論争が行われた（日本資本主義論争）。

農村における階層構造は江戸期にもあり（庄屋、本百姓、水呑百姓、名子等）、徳川幕藩体制のもとでも地主－小作関係はあったが、明治維新後の地租改正によって地券が公布され「近代的土地所有」が形成された。しかし、全ての農民が農地の所有権を得たわけではなく、多くの小作地、小作農は継続され、さらにその後の商品経済、貨幣経済の浸透に伴って農地を手放す農家が増え小作地比率が増加した。こうした事態に対して、政府は小作慣行調査を実施するとともに小作立法を検討し、また農村経済安定のため自作農創設や産業組合育成に取り組んだ（小倉武一『土地立法の史的考察』（1951））。

その一方で、欧州や米国の社会思想の影響を受けて日本でも社会主義思想が紹介され（幸徳秋水、河上肇、片山潜等）、労働運動が盛んになるとともに社会の根本的改革を求める政党が結成された。さらに、ロシア革命（1917）や米騒動（1918）が起きる中で、大正デモクラシーと称される政治運動が盛んになり、1922年には日本農民組合が結成され、小作権の確立、小作料軽減を求める動きが広がった。こうした状況のなかで木崎村小作争議が起きたのである。

新潟県には大地主が多く、木崎村では1922年に小作組合が結成され小作料の減免要求を行った。これに対し翌23年に地主側が小作組合の要求を拒否して耕作禁止・土

地返還の提訴を行い、大規模な争議に発展した。その過程で社会運動家、学者、作家など多くの人々がこの争議に関心を寄せ小作側を支援したが、30年に地主側の勝利という形で和解が成立した。

玉氏は、この争議に代表される1920年代の小作争議について「当時の労働運動から持ち込まれた地主に対する階級闘争という観念」によって高揚したとし、中央のマスコミ、知識人が木崎村の争議を政治的プロパガンダとして利用したと指摘している。そして、日本農業の生産関係を「半封建的土地所有」とした講座派の「階級闘争史観」「土地制度史観」を批判し、人口圧力による土地不足、市場経済社会への適応という観点の必要性を主張している。

また、玉氏は、「国際主義 vs 郷土主義」、「保守主義 vs 進歩主義」という二つの思想的座標軸を設定して当時の対立構図を示し、かつての小作問題研究は「進歩主義+国際主義」の第2象限であったが、「保守主義+郷土主義」の第4象限（その代表格が石黒忠篤）の価値を再評価すべきとしている。さらに、木崎村争議に関与した小作側の4人と地主側の代表であった眞嶋桂次郎（県地主会会頭、県農会会長）をとりあげ、かつて「強欲非道」と酷評された眞嶋について、農事改良に努め小作人に心を配った良質の保守主義者であったと評価している。

このように本書は戦前的小作争議に関して興味深い考察を行っており、共感できる点も多くあるが、小作争議や農地改革の過小評価につながりかねない面もあると思う。地主側に人格者がいたことは事実かもしれないが、そのことと戦前の日本農業において地主階級が果たした経済的役割とは別問

題である。また、戦後の農地改革は、小作料の低減によって農家の生産意欲を高めてその後の日本農業の発展の基礎となり、農村の民主化にも大きく貢献した。

一連の戦後改革は、たとえそれがGHQ主導だったとしても、日本にとって必要不可欠な改革であり、「戦後レジームからの脱却」の名のもとにその意義を否定・軽視するのは妥当でない。また、農業基本法（1961年）は、農地改革や大量の引揚者など日本が大混乱にあった直後に策定されたのであり、当時の農業、農村、農家の実態を踏まえずに「農業基本法は失敗だった」などと安易な評価を下すべきでない。

さらに、本書に欠けているのは、その後広がった農本主義や超国家主義に対する批判的考察である。戦前の日本政府は、労働運動や小作争議、政治活動に対して「治安維持」を名目に弾圧や思想統制を行い、そのことが軍国主義体制をもたらし悲惨な戦争や満州農業移民に至ったのである。

とはいえ、本書が多くの人々が忘れかけている百年前的小作争議をとりあげたことの意義は大きい。今年には農林中央金庫の前身である産業組合中央金庫が設立されて百年目にあたるが、ちょうどその時期に農村部ではこうした争議が起きていたのであり、「農林中金百周年」に当たり、この金融機関がどういう時代状況のなかで設立され、その後の日本農業の展開にどのような役割を果たしてきたのかを再検証する必要がある。

——北方新社 2023年5月

定価1,540円（税込）130頁——

（客員研究員 清水徹朗・しみず てつろう）